

財務省告示 第八十一号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年二月二十日に発行した利付国債の発行条件等をおり告示する。

平成十四年三月一日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券(二十年)(第五十四回)

二 発行の根拠法律及びその条項 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五条ノ二

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行

四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五 発行額 額面金額で五千九百九十四億円

うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八百六十六億六百二十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五百三十三億八千二百二十五万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千五百九十四億千五百五十万円

六 払込金額 六千三億八千六百八十万円

七 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八 発行日 平成十四年二月二十日

九 発行価格 額面金額百円につき九十九円八十銭以上のそれぞれの応募価格

十 利率 年二・二パーセント

十一 経過利子の払込み (一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額及び登録金額の総額  $\times 2.2/100 \times 62/365$

(二) 次に掲げる国債については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一括登録(国債の一括登録に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二条第二号に規定する一括登録をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名により登録されるもの。

ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又は一括登録されないもの(発行時において、所得税法第十条、第十一条若しくは第百七十六条第一項又は租税特別措置法第四条、第四条の二、第四条の三若しくは第九条の三第二項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。))。

十二 初期利子 平成十四年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。))。

額面金額又は登録金額  $\times 2.2/100 \times 1/2$

十三 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 償還期限 平成三十三年十二月二十日

十五 償還金額 額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利  
金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日 平成十四年二月二十日